



平成 26 年 7 月 28 日

担 当	岐 阜 労 働 局 監 督 課
	監 督 課 長 松 野 明 広
	監 察 監 督 官 吉 田 武 巳
	電 話 058-245-8102 夜 間 058-206-4102

介護事業所の 69. 1%で労働基準関係法令の違反

－ 介護労働者を使用する事業場に対する監督指導結果（平成 25 年） －

介護事業については、高齢化社会を見据えて需要が増大し、政府の「新成長戦略」においても将来を期待されている分野であり、岐阜県内においても老人福祉・介護事業所数が平成 18 年の 681 件から同 24 年には 1084 件（増加率 59.1%）、従事者数も 1 万 4,195 人から 2 万 7,675 人（同 94.9%）と短期間に大幅に規模が拡大してきています（資料出所：「事業所・企業統計調査」、「経済センサス」）。

しかしながら、事業開始から間もない新規事業者が多いため、労働基準関係法令や労務管理の理解、労務管理体制の整備が十分とはいえない状況にあります。

これらのことから、岐阜労働局（局長：佐々木秀一）では、介護事業所における労働者の労働条件確保・改善対策を重点課題として継続的に取り組んでいるところであり、次のとおり、平成 25 年の監督指導結果等を取りまとめました。

1 監督指導結果について

- (1) 平成 25 年（平成 25 年 1 月～12 月）に岐阜県内の 7 労働基準監督署において実施した監督指導結果をみると、監督を実施した 139 事業場のうち 96 事業場（69.1%）において労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）の違反が認められ、是正勧告等の行政指導を行いました（違反率は平成 23 年 68.2%、平成 24 年は 66.9%）。

平成 25 年に実施した他業種も含めた監督指導の違反率が 69.5%であることから、平均と同水準となっています。

- (2) 法違反の状況としては、割増賃金と健康診断（違反件数 各々 35 件、違反率 各々 25.1%）が最も多く、労働時間（32 件、23.0%）、就業規則の整備（30 件、21.6%）、労働条件の明示（24 件、17.2%）の順で多くなっています。

指 導 事 例

① 移動時間の賃金不払事案

賃金の支払を介護に要した時間のみを対象としており、利用者宅までの移動時間を対象としていないもの。是正勧告し移動時間も労働時間として把握させ、賃金を支払わせるように指導したもの。

② 休業手当の不払事案

前日キャンセルの連絡が入った場合には、休業手当を支給していたが、前々日以前のキャンセル等により労働者を休業させた場合には休業手当を支払っていなかったもの。是正勧告し適切に休業手当を賃金を支払わせるように指導したもの。

③ 賃金不払残業事案

1日の時間外労働が1時間を超える時間について、一部会議のみを時間外労働と認め、他は労働とは認めず、割増賃金を支払っていなかったもの。是正勧告し、割増賃金の遡及払いを指導したもの。

④ 基本的労働条件の枠組みの未整備の事案

シフト勤務作成において法定労働時間が遵守されておらず、算入すべき手当を算定基礎に算入せず基本給のみで割増賃金を計算し、時間外手当や夜勤手当が法定以上の金額で支払われていなかったもの。また、36協定届がなく、常時10人以上の労働者を使用しているのに就業規則の届出もなかった。労働基準法の諸規制を説明、是正勧告し、指導したもの。

⑤ 賃金台帳の整備が不十分な事案

賃金台帳に労働時間数等の法定事項が記載されていないもの。適正な労働時間把握とともに賃金台帳に確実に労働時間数等を記入するよう指導したもの。

⑥ 労働条件通知書の内容が不適切な事案

採用時の労働条件通知書について、就労場所、労働時間、休日、休暇、退職に関する事項について記載されていなかったため、是正勧告し、指導したもの。

⑦ 健康診断が未実施の事案

健康診断について、日勤者は1年に1回、夜勤従事者は半年に1回行っていないため、是正勧告し、指導したもの。

- (3) 介護事業所における労働災害が増加傾向にあることを踏まえ、労働災害防止の基本的手法である「4S活動」や「危険予知活動」のほか、介護労働者の特徴的な災害である「腰痛」防止等の安全衛生対策の導入についても、重点的な指導を行っています【別紙（3ページ）参照】。

2 今後の対応について

岐阜労働局では、引き続き、介護労働者を使用する事業場に対する監督指導等を実施することとしますが、特に体制整備が十分に行われていない新規事業者に重点的な指導を行うこととします。

1 「社会福祉」(岐阜県)における労働災害件数の推移

	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年
災害件数	60	40 (1)	69	69	87	85
前年比	+57.9%	-33.3%	+72.5%	0%	+26.1%	-2.3%
全産業の災害件数	2,398	1,968	2,100	2,001	1,838	2,019
全産業に占める割合	2.5%	2.0%	3.3%	3.5%	4.7%	4.2%

※ 「社会福祉」には「老人福祉・介護」以外の社会福祉関係事業所を含む。

※ 災害件数の括弧は死亡数であり、内数。

- (1) 社会福祉における災害件数は、増加傾向にあります。
- (2) 全産業に占める災害の割合も増加傾向にあります。
- (3) 災害の型としては、動作の反動・無理な動作(腰痛)(31件、36%)、「転倒」(28件、33%)、が多くなっています(平成25年)。

2 「4S活動」について

4S活動とは、ローマ字の頭文字がSである「整理・整頓・清掃・清潔」(4S)の重要性を労働者に認識させ、日々の行動に徹底させることで、職場の安全衛生水準の向上を図る啓発活動です。

職場の安全衛生対策の基本として、製造業、建設業のほか、最近では商業、サービス業においても、多くの企業で4S活動を導入しています。

3 「危険予知活動(KY活動)」について

ヒューマン・エラー(作業者の不安全行動)は、ほとんどの労働災害発生の引き金となっています。「KY活動」は、ヒューマン・エラーによる労働災害を防ぐため、業務開始前に「業務に潜んでいる危険」を確認・予測し、その対応を考えてから業務を進めるものです。KY活動についても、労働安全衛生対策の基本として産業界に幅広く導入されているほか、最近では交通安全対策としても一般に知られるようになっています。